

# 現行制度と検討の方向性について (課徴金制度)

令和6年9月26日  
個人情報保護委員会事務局

# 個人情報保護法における課徴金制度の導入に関するこれまでの経緯

## 平成27年度個人情報保護法改正 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成26年6月24日）（抜粋）

### IVの1（5）罰則等（抜粋）

課徴金制度の導入については、その**必要性や制度趣旨等**について引き続き検討する。

## 令和2年個人情報保護法改正 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（令和元年12月13日）（抜粋）

### 第8節 継続的な検討課題（課徴金制度）

- 課徴金制度は、違反行為を行った事業者に経済的不利益を課すことにより、違反行為を事前に抑止することを目的とする制度である。現行法は、最終的な実効性確保の手段として刑事罰のみを予定しているところ、**課徴金制度は、刑事罰の限界を補完し、規制の実効性確保に資するものである。**
- 特に域外適用を受ける外国事業者の違反行為に対しては、国内事業者と同様に法執行を行う必要があるところ、**課徴金制度は、外国事業者に対する有効な法執行手段となり得る。**また、諸外国の個人情報保護法制において、違反行為に対して、高額の制裁金を課すことによって規制の実効性を確保している例がある。
- 他方、国内他法令における課徴金制度は、不当利得を基準として課徴金を算定している例が多く、我が国の法体系特有の制約があることから、法制的な課題もある。課徴金制度の導入については、**我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討**を行っていくものとする。

## 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 （令和2年6月4日参議院内閣委員会）（抜粋）

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用の際し、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 八 **違反行為に対する規制の実効性を十分に確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討**を行うこと。

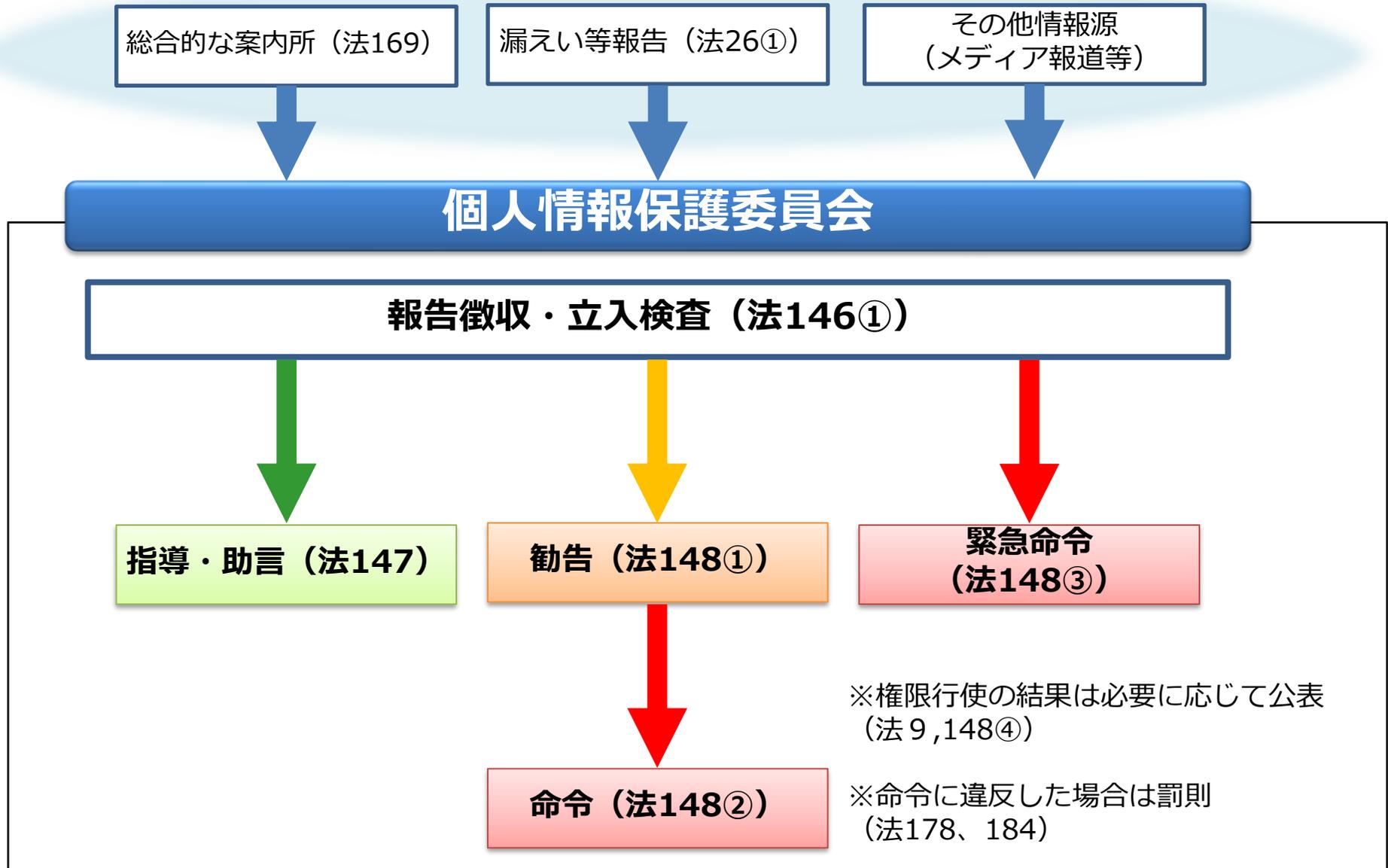
# 1. 現行制度について

**(1) 現行の個人情報保護法について**

(2) 国内他法令について

(3) 諸外国の制度について

# 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督に係る規律



# 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と要件

## 指導・助言（法第147条）

- 第4章の規定の施行に必要な限度
- 個人情報の取扱いに関し必要な指導及び助言 ※指導・助言に従わない場合にも罰則等なし

## 勧告（法第148条第1項）

- 個人情報取扱事業者が、法第18条～第20条、第21条、第23条～第26条、第27条（第4項を除く。）、第28条、第29条、第30条（第2項を除く。）、第32条、第33条（第1項を除く。）、第34条第2項若しくは第3項、第35条（第1項、第3項及び第5項を除く。）、第38条第2項、第41条（第4項及び第5項を除く。）又は第43条（第6項を除く。）の規定に違反した場合等において、
- 個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき、
- 当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告。 ※勧告に従わない場合にも罰則等なし

## 命令（法第148条第2項）

- 個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合において、
- 個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき、
- 勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

※命令に違反した場合は罰則あり（法第178条、184条）、その旨を公表することができる（法148条第4項）

## 緊急命令（法第148条第3項）

- 個人情報取扱事業者が第18条～第20条、第23条～第26条、第27条第1項、第28条第1項若しくは第3項、第41条第1項～第3項若しくは第6項～第8項又は第43条第1項、第2項若しくは第5項の規定に違反した場合等において、
- 個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき、
- 当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

※命令に違反した場合は罰則あり（法第178条、第184条）、その旨を公表することができる（法第148条第4項）

# (参考) 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と対象条文

| 条文                              | 勧告・命令 | 緊急命令                  |
|---------------------------------|-------|-----------------------|
| 第18条 (利用目的による制限) ★              | ○     | ○                     |
| 第19条 (不適正な利用の禁止) ★              | ○     | ○                     |
| 第20条 (適正な取得) ★                  | ○     | ○                     |
| 第21条 (取得に際しての利用目的の通知等)          | ○     | —                     |
| 第23条 (安全管理措置)                   | ○     | ○                     |
| 第24条 (従業員の監督)                   | ○     | ○                     |
| 第25条 (委託先の監督)                   | ○     | ○                     |
| 第26条 (漏えい等の報告等) ★               | ○     | ○                     |
| 第27条 (第三者提供の制限) ★ (第4項を除く)      | ○     | ○ (第1項のみ)             |
| 第28条 (外国にある第三者への提供の制限) ★        | ○     | ○ (第1項、第3項のみ)         |
| 第29条 (第三者提供に係る記録の作成等)           | ○     | —                     |
| 第30条 (第三者提供を受ける際の確認等) (第2項を除く)  | ○     | —                     |
| 第32条 (保有個人データに関する事項の公表等)        | ○     | —                     |
| 第33条 (開示) (第1項を除く)              | ○     | —                     |
| 第34条 (訂正等) (第2項、第3項のみ)          | ○     | —                     |
| 第35条 (利用停止等) (第1項、第3項及び第5項を除く)  | ○     | —                     |
| 第38条 (手数料) (第2項のみ)              | ○     | —                     |
| 第41条 (仮名加工情報の作成等) (第4項及び第5項を除く) | ○     | ○ (第1項～第3項、第6項～第8項のみ) |
| 第43条 (匿名加工情報の作成等) (第6項を除く)      | ○     | ○ (第1項、第2項、第5項のみ)     |

★：違反が認められる場合、本人による利用停止等請求又は第三者提供停止請求の対象となるもの

## (参考) 参考条文①

### 行政上の監督権限

#### (指導及び助言)

**第百四十七条** 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

#### (勧告及び命令)

**第百四十八条** 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合…において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者…に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合…において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者…に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

# 個人情報取扱事業者等に対する現行の罰則規定

|   |     | 懲役刑  | 罰金刑     |
|---|-----|------|---------|
| <b>個人情報保護委員会からの命令への違反【間接罰】</b><br>(第178条・第184条第1項第1号) | 行為者 | 1年以下 | 100万円以下 |
|   | 法人等 | —    | 1億円以下   |
| <b>個人情報データベース等の不正提供等【直罰】</b><br>(第179条・第184条第1項第1号)   | 行為者 | 1年以下 | 50万円以下  |
|   | 法人等 | —    | 1億円以下   |
| <b>個人情報保護委員会への虚偽報告等</b><br>(第182条・第184条第1項第2号)        | 行為者 | —    | 50万円以下  |
|   | 法人等 | —    | 50万円以下  |

|  |     | 過料     |
|--|-----|--------|
| 第三者提供を受ける際の確認、認定個人情報保護団体という名称使用制限違反、認定個人情報保護団体の廃止届出義務違反、偽りその他不正の手段により開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者（第185条） | 行為者 | 10万円以下 |

## (参考) 参考条文②

### 罰 則

**第七十八條** 第四十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第七十九條** 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四條第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第八十二條** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第五十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第八十四條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十八條及び第七十九條一億円以下の罰金刑
- 二 第八十二條同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第八十五條** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十條第二項（第三十一條第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の規定に違反した者
- 二 第五十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五條第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

# 現行法上の監督や刑事罰による対応の限界及び問題点

## 1 行政上の監督権限による対応

- 違反事業者に対する行政上の監督権限として、指導・助言、勧告、命令が存在する（法第147条・148条）。
- 違反行為を行った事業者が、勧告や命令等を受けてから後に違反行為を中止すれば、罰則の適用もなく、違反行為から得た経済的利得をそのまま保持できることから、勧告や命令等のみにより**経済的誘引が大きい場合の「やり得」を防止することはできない**。
- なお、違反行為から得られる経済的利得として、例えば以下のものが挙げられる。
  - 法第19条に違反した不当な個人データの公表と**公表停止のために取得した対価**、法第20条に違反して取得した個人情報<sup>※</sup>を第三者のサービスに係る広告に利用し、当該利用について当該**第三者から収受した対価**、法第27条第1項に違反した違法な第三者提供により**個人データを販売した対価** 等
  - 法第23条に基づく安全管理措置に係る**本来負担すべき支出を著しく削減**（※）

※ 当該支出の削減により違反事業者の提供する商品又は役務の低価格化が実現し、これによって当該商品又は役務の販売又は提供に係る利得が増加することも想定し得る（第290回個人情報保護委員会 資料1-1「第二次いわゆる3年ごと見直しへのコメント」（ひかり総合法律事務所 板倉弁護士）参照）。

## 2 直罰規定による対応

- 現行法上、直罰規定として、個人情報データベース等不正提供等罪（法第179条）及びこれに係る法人両罰規定（法第184条第1項第1号）が存在する。
- 刑事罰は、「やり得」を防止する観点からは、以下の点が懸念される。
  - 多額の経済的利得を得られる違法行為だとしても、刑事罰に相応する違法行為であるとは限らない。
  - 刑事罰の目的は違反行為者の不当な利得の剥奪ではないため、刑事罰が不当な利得の剥奪につながるとは限らない。
  - 刑事罰の適用のためには厳格な刑事手続が必要であるが、その間の更なる不当利得の獲得を防止できない。
  - 外国事業者の場合、刑事手続を行うことは実務上かなりの困難を伴う（例えば、行為者が我が国に所在しない場合には、我が国において刑事裁判を行うことができない。）。

※ 他法令においても、直罰規定と課徴金は併存している。例えば、独占禁止法では、不当な取引制限等が課徴金及び刑事罰の双方の対象となっている。

# (参考) 法令に基づき賦課される金銭の種類

## 1 罰則の種類

|     |  |
|-----|--|
| 刑罰  | 犯罪に対して課せられる制裁。死刑、懲役、禁錮、 <b>罰金</b> 、拘留、 <b>科料</b> 、没収がある（刑法第9条）。<br>※なお、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設された（令和7年6月1日施行予定）。同法の施行に伴い、個人情報保護法の規定中「懲役」又は「禁錮」とある箇所も「拘禁刑」に改められる。   |
| 行政罰 | 行政法上の義務に違反する行為に対して、一般統治権に基づく制度として科せられる罰。行政刑罰と行政上の秩序罰の2種類がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>行政刑罰：行政罰として刑法に刑名の定めのある刑罰を科する場合。刑事訴訟法の定める手続による。</li><li>行政上の秩序罰：法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として<b>過料</b>を科すもの。非訟事件訴訟手続法の定める手続による。</li></ul> |

## 2 法令に基づき賦課される金銭の種類

|     |   |
|-----|---|
| 刑罰  | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>罰金</b>（例 法第179条（個人情報データベース等不正提供等罪）等）<br/>罰金の額は、原則として1万円以上とされている（刑法第15条）。</li><li>● <b>科料（かりよう、とがりよう）</b>（例 軽犯罪法等）<br/>科料の額は、原則として1,000円以上、1万円未満（刑法第17条）。</li></ul>   |
| 行政罰 | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>課徴金</b>（例 独占禁止法、金融商品取引法等）<br/>国がその司法権又は行政権に基づいて国民等に賦課し国民等から徴収する負担で租税以外のもの。<br/>(例) 罰金その他の処罰収入のように一方的に賦課徴収するもの（独占禁止法、金融商品取引法）<br/>公益のため必要な特定の事業に特別の関係を有する者に対してその経費の全部または一部を強制的（※違法、不正な行為を必ずしも前提としない）に負担させるもの（河川法、道路法等）等</li><li>● <b>過料（かりよう、あやまちりよう）</b>（例 法第185条（認定個人情報保護団体の届出義務違反等）等）<br/>金銭罰の一種。刑罰ではなく、行政罰の一種である行政上の秩序罰として、「過料」が科される。</li></ul> |

# 1. 現行制度について

(1) 現行の個人情報保護法について

**(2) 国内他法令について**

(3) 諸外国の制度について

# 国内他法令における課徴金制度の導入状況

- 課徴金は、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成する観点から、行政庁が違反事業者に対して課す金銭的不利益として、昭和52年に公正取引委員会が所管する独占禁止法において導入された。
- 公正取引委員会は、事業者等が課徴金の対象となる違反行為を行っていた場合、当該違反事業者等に対し、課徴金国庫納付を命じる（課徴金納付命令）。
- 課徴金は、刑事罰等に加えて、行政上の措置として機動的に賦課される。

- 金融商品取引法、公認会計士法（以上金融庁所管）、不当景品類及び不当表示防止法（消費者庁所管）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（厚生労働省所管）、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（公正取引委員会所管）において課徴金制度が導入済。

- 経済的誘引を小さくすることにより、違反行為を抑止
- 事後チェック型を志向する現代の市場経済社会において重要な法執行上の役割を果たしていると指摘される。

# 国内他法令における課徴金制度①

|           | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律<br>(昭和22年法律第54号)  | 金融商品取引法<br>(昭和23年法律第25号)   |
|-----------|--|--|
| 導入時期      | ・昭和52年改正により導入（昭和52年12月施行）  | ・平成16年改正により導入（平成17年4月施行）   |
| 対象行為      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な取引制限（カルテル、談合）</li> <li>・支配型私的独占</li> <li>・排除型私的独占</li> <li>・事業者団体の競争制限</li> <li>・不公正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正取引（インサイダー取引等）</li> <li>・有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）</li> <li>・有価証券報告書等の不提出、虚偽記載等（継続開示義務違反）</li> <li>・公開買付開始公告の不実施・虚偽等、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等</li> <li>・大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等</li> <li>・プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等・虚偽等及び発行者等情報の虚偽等</li> <li>・虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等</li> <li>・情報伝達・取引推奨行為</li> </ul> |
| 課徴金額の算定方法 | ・対象期間中の違反行為に係る商品又は役務の売上額又は購入額に、対象行為及び事業者の規模に応じて定められた一定の算定率（1%～10%）を乗ずる等の方法により算定  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象行為に応じて定められた算定方法により算定</li> <li>・例えば、インサイダー取引については、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する等の方法により算定</li> </ul>   |
| 加算規定      | ・不当な取引制限等について、①違反行為を繰り返し行った場合の加算、②主導的役割を担った場合の加算等を規定   | ・違反行為を繰り返し行った場合の加算を規定（過去5年以内に課徴金の対象となった者が再度違反した場合1.5倍）   |
| 減算規定等     | ・不当な取引制限等について、①違反行為を自主的に報告した場合の減免、②罰金との調整等を規定  | ・①違反行為を自主的に報告した場合の減算、②罰金・没収・追徴との調整等を規定   |
| 規模基準      | ・課徴金額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。   | ・課徴金額が1万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。   |

# 国内他法令における課徴金制度②

|           | 公認会計士法<br>(昭和23年法律第103号)  | 不当景品類及び不当表示防止法<br>(昭和37年法律第134号)                 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律<br>(昭和35年法律第145号)      | スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律<br>(令和6年法律第58号)                    |
|-----------|---|--|--|---|
| 導入時期      | ・平成19年改正により導入<br>(平成20年4月施行)  | ・平成26年改正により導入<br>(平成28年4月施行)                     | ・令和元年改正により導入<br>(令和3年8月施行)                             | ・令和6年の制定時に導入<br>(※1)  |
| 対象行為      | ・故意による虚偽証明<br>・相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明                                      | ・優良誤認表示<br>・有利誤認表示                               | ・医薬品等の効能等に関する虚偽又は誇大な広告                                 | ・他のアプリストアの提供等の妨害<br>・スマートフォンの動作に係る機能の利用妨害<br>・他の支払管理役務の利用妨害<br>・アプリ外取引の制限 |
| 課徴金額の算定方法 | ・故意による虚偽証明については、監査報酬相当額の1.5倍に相当する額<br>・相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明については、監査報酬相当額 | ・対象期間中の違反行為に係る商品又は役務の売上額に一定の算定率(3%)を乗ずる等の方法により算定 | ・対象期間中の違反行為に係る医薬品等の売上額に一定の算定率(4.5%)を乗ずる等の方法により算定       | ・対象期間中の違反行為に係る商品又は役務の売上額に一定の算定率(20%)を乗ずる等の方法により算定                         |
| 加算規定      | -   | - (※2)   | -  | ・違反行為を繰り返した場合は加算を規定   |
| 減算規定等     | -   | ・①違反行為を自主的に報告した場合の減算、②返金措置の実施による減算を規定            | ・①違反行為を自主的に報告した場合の減算、②不当景品類及び不当表示防止法に基づく課徴金納付命令との調整を規定 | -   |
| 規模基準      | ・課徴金額が1万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。  | ・課徴金額が150万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。             | ・課徴金額が225万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。                   | -   |

(※1) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。(ただし、一部の規定を除く。)

(個人情報保護委員会事務局調べ)

(※2) 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和5年法律第29号)により、違反行為を繰り返した場合は加算規定が導入された(令和6年10月1日施行予定)。

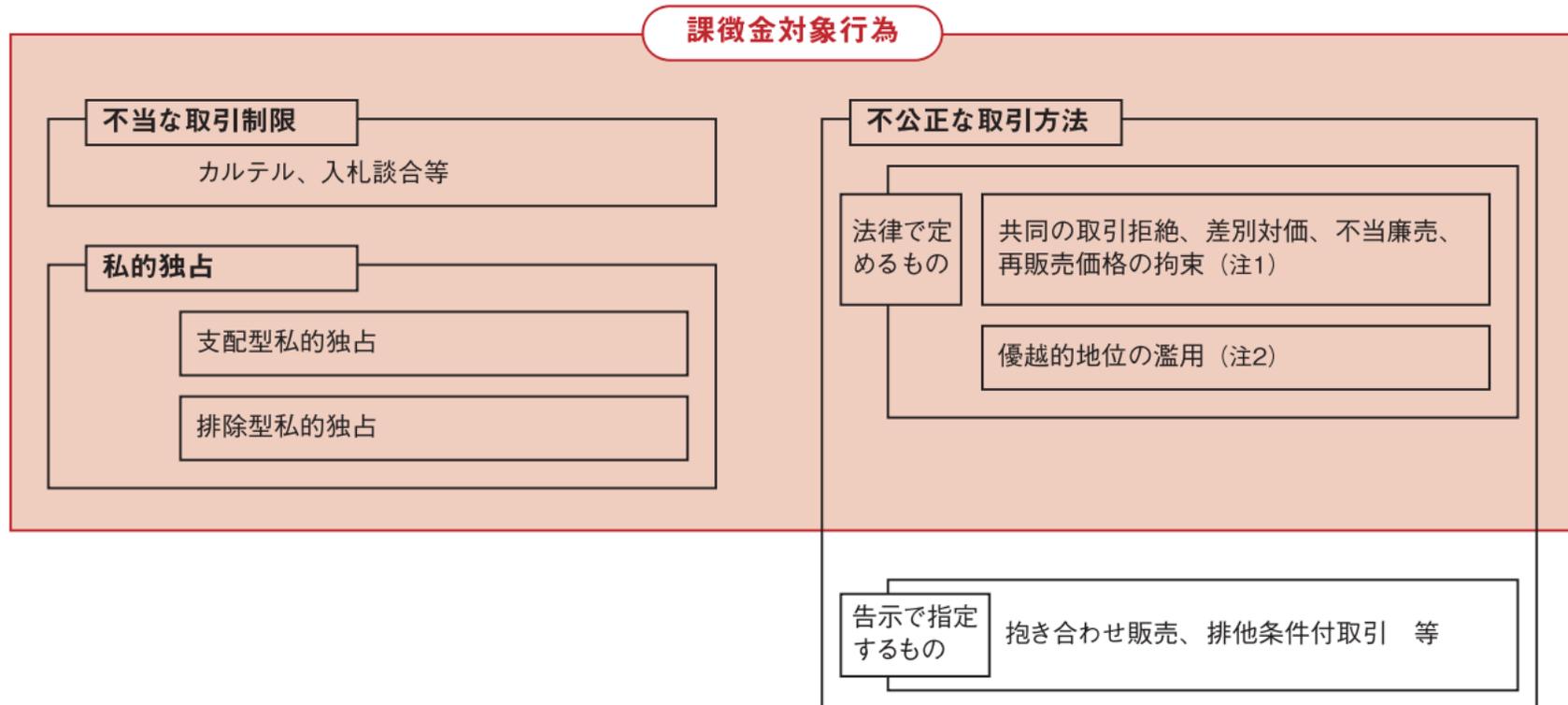
# 独占禁止法上の課徴金制度の改正経緯

|            | (1977)<br>昭和52年改正<br>(課徴金制度導入)<br>(S52.6公布・S52.12施行)  | (1991)<br>平成3年改正<br>(H3.4公布・H3.7施行)  | (2005)<br>平成17年改正<br>(H17.4公布・H18.1施行)                    | (2009)<br>平成21年改正<br>(H21.6公布・H22.1施行)                               | (2019)<br>令和元年改正<br>(R元.6公布、R2.12施行)           |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|------------|---|--------------------------------------|---|--|--|-----|------|-----|----|------|------|--|--|----|------|------|----|----|-----|----|----|-----|----|----|--|--|----|--------------|------|-----|----|-----|----|----|-----|----|------|--|--|------|-----|-----|------------|-------------|------------|--------------|------|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|----------|-----------|----|----|----|----------|----|--|--|---|--|-----|------------|-------------|------|-----|-----|-----|----|----------|-----------|----|----------|----|
| 対象         | 対象行為<br>不当な取引制限<br>・対価に係るもの<br>・対価に影響があるもの  |                                      | 対象行為の拡大<br>+ 支配型私的独占<br>購入カルテル                            | 対象行為の拡大<br>+ 排除型私的独占<br>共同の取引拒絶<br>不当廉売・差別対価<br>再販売価格の拘束<br>優越的地位の濫用 |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 算定率        | 業種別算定率<br><table border="1"> <tr><th></th><th>算定率</th></tr> <tr><td>製造業</td><td>2%</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>小売業</td><td>1%</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>1.5%</td></tr> </table> <p>(注)算定率は、法人企業統計の経常利益率を基に設定。</p> |                                      | 算定率   | 製造業  | 2%   | 卸売業 | 0.5% | 小売業 | 1% | 上記以外 | 1.5% | 算定率の引上げ<br>中小企業軽減算定率の導入<br><table border="1"> <tr><th></th><th>原則</th><th>中小企業</th></tr> <tr><td>製造業等</td><td>6%</td><td>3%</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>1%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>小売業</td><td>2%</td><td>1%</td></tr> </table> <p>(注)算定率は、法人企業統計の営業利益率を基に設定。</p> |  | 原則 | 中小企業 | 製造業等 | 6% | 3% | 卸売業 | 1% | 1% | 小売業 | 2% | 1% | 算定率の引上げ<br><table border="1"> <tr><th></th><th>原則</th><th>中小企業<br/>(注2)</th></tr> <tr><td>製造業等</td><td>10%</td><td>4%</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>2%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>小売業</td><td>3%</td><td>1.2%</td></tr> </table> <p>(注1)算定率は、過去の違反事件による不当利得の推計値を基に設定。<br/>(注2)支配型私的独占には適用されない。</p> |  | 原則 | 中小企業<br>(注2) | 製造業等 | 10% | 4% | 卸売業 | 2% | 1% | 小売業 | 3% | 1.2% | <table border="1"> <tr><th></th><th>製造業等</th><th>卸売業</th><th>小売業</th></tr> <tr><td>不当な取引制限(注)</td><td>10%<br/>(4%)</td><td>2%<br/>(1%)</td><td>3%<br/>(1.2%)</td></tr> <tr><td rowspan="2">私的独占</td><td>支配型</td><td>10%</td><td>2%</td><td>3%</td></tr> <tr><td>排除型</td><td>6%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr> <tr><td rowspan="2">不公正な取引方法</td><td>不当廉売等の4類型</td><td>3%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr> <tr><td>優越的地位の濫用</td><td colspan="3">1%</td></tr> </table> <p>(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。</p> |  | 製造業等 | 卸売業 | 小売業 | 不当な取引制限(注) | 10%<br>(4%) | 2%<br>(1%) | 3%<br>(1.2%) | 私的独占 | 支配型 | 10% | 2% | 3% | 排除型 | 6% | 1% | 2% | 不公正な取引方法 | 不当廉売等の4類型 | 3% | 1% | 2% | 優越的地位の濫用 | 1% |  |  | 軽減算定率等の見直し<br><table border="1"> <tr><th></th><th>算定率</th></tr> <tr><td>不当な取引制限(注)</td><td>10%<br/>(4%)</td></tr> <tr><td rowspan="2">私的独占</td><td>支配型</td><td>10%</td></tr> <tr><td>排除型</td><td>6%</td></tr> <tr><td rowspan="2">不公正な取引方法</td><td>不当廉売等の4類型</td><td>3%</td></tr> <tr><td>優越的地位の濫用</td><td>1%</td></tr> </table> <p>(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。</p> |  | 算定率 | 不当な取引制限(注) | 10%<br>(4%) | 私的独占 | 支配型 | 10% | 排除型 | 6% | 不公正な取引方法 | 不当廉売等の4類型 | 3% | 優越的地位の濫用 | 1% |
|            | 算定率   |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 製造業        | 2%  |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 卸売業        | 0.5%  |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 小売業        | 1%  |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 上記以外       | 1.5%  |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 原則  | 中小企業                                 |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 製造業等       | 6%  | 3%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 卸売業        | 1%  | 1%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 小売業        | 2%  | 1%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 原則  | 中小企業<br>(注2)                         |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 製造業等       | 10%   | 4%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 卸売業        | 2%  | 1%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 小売業        | 3%  | 1.2%                                 |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 製造業等  | 卸売業                                  | 小売業   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 不当な取引制限(注) | 10%<br>(4%)   | 2%<br>(1%)                           | 3%<br>(1.2%)  |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 私的独占       | 支配型   | 10%                                  | 2%  | 3%   |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 排除型   | 6%                                   | 1%  | 2%   |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 不公正な取引方法   | 不当廉売等の4類型   | 3%                                   | 1%  | 2%   |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 優越的地位の濫用  | 1%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 算定率   |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 不当な取引制限(注) | 10%<br>(4%)   |                                      |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 私的独占       | 支配型   | 10%                                  |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 排除型   | 6%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 不公正な取引方法   | 不当廉売等の4類型   | 3%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
|            | 優越的地位の濫用  | 1%                                   |   |  |  |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| 加減算        |   |                                      | 繰返し違反行為: 5割増し<br>早期離脱: 2割減<br>課徴金減免制度の導入<br>・最大3社まで課徴金を減免 | 主導的事業者: 5割増し<br>課徴金減免制度の拡充<br>・適用事業者数の拡大→最大5社<br>・同一企業グループによる共同申請    | 調査協力減額制度の導入<br>早期離脱: 軽減算定率の廃止<br>主導的役割の行為類型の追加 |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |
| その他        | 裾切り額: 20万円未満<br>除斥期間: 3年  | 裾切り額の引上げ: 50万円未満<br>課徴金対象期間の限定: 3年以内 | 裾切り額の引上げ: 100万円未満   | 除斥期間の延長: 5年  | 課徴金対象期間の延長: 最大10年超<br>除斥期間の延長: 7年<br>等         |     |      |     |    |      |      |  |  |    |      |      |    |    |     |    |    |     |    |    |  |  |    |              |      |     |    |     |    |    |     |    |      |  |  |      |     |     |            |             |            |              |      |     |     |    |    |     |    |    |    |          |           |    |    |    |          |    |  |  |   |  |     |            |             |      |     |     |     |    |          |           |    |          |    |

# 独占禁止法上の課徴金の対象行為

## 課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当な取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。



(注1) 同一の違反行為を繰り返した場合(公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合)に課徴金の対象となります。

(注2) 継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

# 独占禁止法上の課徴金額の算定方法①

## 課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中(始期は調査開始日から最長10年前まで遡及)の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算します。

また、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益(談合金等)に相当する額と合算されます。

$$\text{課徴金額} = \left( \begin{array}{l} \text{①違反行為に係る期間中の} \\ \text{対象商品又は役務の} \\ \text{売上額又は購入額(注1)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額(注2)} \end{array} \right) \times \text{②課徴金算定率} + \begin{array}{l} \text{③違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益(談合金等)} \\ \text{に相当する額(注3)} \end{array}$$

(注1) 不当な取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)に係るものも対象となります。

(注2) 密接関連業務は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。不当な取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対する当該供給を受けるために必要な一定の業務をいい、違反事業者及びその完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)が行ったものが対象となります。

(注3) 財産上の利益(談合金等)に相当する額は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等(違反行為をしていない者に限ります。)が得たものが対象となります。

# 独占禁止法上の課徴金額の算定方法②

## ● 課徴金算定率

( )内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

| 不当な取引制限 | 支配型私的独占 | 排除型私的独占 | 共同の取引拒絶、<br>差別対価、不当廉売、<br>再販売価格の拘束 | 優越的地位の濫用 |
|---------|---------|---------|------------------------------------|----------|
| 10%(4%) | 10%     | 6%      | 3%                                 | 1%       |

また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されています。

- ①違反行為を繰り返した場合(注4)、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ上記の算定式の  $(① \times ② + ③) \times 1.5$  が課徴金額となります。
- ②違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、上記の算定式の  $(① \times ② + ③) \times 2$  が課徴金額となります。

(注4)10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となります。また、私的独占に対しても適用されます。

# 独占禁止法上の課徴金額の算定方法③

## 課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について(※1)、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。具体的には、減免申請の順位に応じた減免率に、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率(※2)を加えた減免率が適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見を容易化し、事件の真相解明を効率的かつ効果的に行うことにより、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

※1 課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合(購入カルテルを含む。)に限られます。

※2 このような減算率を適用する制度を調査協力減算制度といいます。

## ● 申請順位と減免率

| 調査開始            | 申請順位               | 申請順位に応じた減免率 | 協力度合いに応じた減算率 |
|-----------------|--------------------|-------------|--------------|
| 前               | 1位                 | 全額免除        | +最大 40%      |
|                 | 2位                 | 20%         |              |
|                 | 3～5位               | 10%         |              |
|                 | 6位以下               | 5%          |              |
| 後 <sup>※3</sup> | 最大3社 <sup>※4</sup> | 10%         | +最大 20%      |
|                 | 上記以下               | 5%          |              |

※3 公正取引委員会の調査開始日から起算して20日を経過した日まで、課徴金減免申請を行うことができます。

※4 公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限りです。

# 景品表示法上の課徴金の対象行為

## ○ 課徴金対象行為

課徴金納付命令の対象行為（「課徴金対象行為」）  
＝以下の①又は②のいずれかの表示を行う行為（法第8条第1項）。

### ① 優良誤認表示（法第5条第1号）（※）

自己の供給する商品又は役務の内容について、  
実際のものや競合する他の事業者のものよりも「著しく優良」であると  
一般消費者に対し示す表示

### ② 有利誤認表示（法第5条第2号）

自己の供給する商品又は役務の取引条件について、  
実際のものや競合する他の事業者のものよりも「著しく有利」であると  
一般消費者に誤認される表示

（※）課徴金納付命令に関する不実証広告規制

消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

↓

当該事業者が当該資料を提出しないときは、  
消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の  
具体的な立証を行うまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する（法第8条第3項）。

# 景品表示法上の課徴金額の算定方法等

## ○ 課徴金額の算定方法

課徴金額は、  
ア 「課徴金対象期間」に取引をした  
イ 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の  
ウ 「政令で定める方法により算定した売上額」  
に、3%を乗じて得た額である（法第8条第1項本文）。

## ○ 相当の注意を怠った者でないと認められるか否か

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、

- ・ 当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを
- ・ 「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」

は、  
消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない（法第8条第1項ただし書）。

# 1. 現行制度について

(1) 現行の個人情報保護法について

(2) 国内他法令について

**(3) 諸外国の制度について**

# 諸外国における個人情報保護法制に係る主な制裁金制度

| 国・地域   | 法令等   | 主な対象行為   |
|--|---|--|
|  <b>EU</b><br> | <b>GDPR</b><br>(General Data Protection Regulation)       | 第5条（個人データの取扱いと関連する基本原則）、第6条（取扱いの適法性）、第7条（同意の要件）、第8条（情報社会サービスとの関係において子どもの同意に適用される要件）、第9条（特別な種類の個人データの取扱い）、第32条（取扱いの安全性）を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている（第83条第4項、第5項）。                                      |
|  <b>英国</b>   | <b>UK GDPR</b><br>(UK General Data Protection Regulation) | 基本的に同上   |
|  <b>米国<br/>(連邦)</b>  | <b>FTC法</b> (Federal Trade Commission Act)                | FTC法第5条（「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. §57a(a)(1)(B))）に基づく法執行（民事制裁金の請求を含む）を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。   |
| <b>(カリフォルニア州)</b>  | <b>カリフォルニア州消費者プライバシー法</b> (CCPA)                          | 個人情報の販売・共有規制（Cal. Civil Code §1798.120）等のCCPA違反行為が民事制裁金（civil penalty）対象とされている（Cal. Civil Code第1798.155(a)）。   |
|  <b>カナダ</b>  | <b>現在のところなし</b><br>（※検討中の消費者プライバシー保護法（CPPA）に規定あり）お        | （※CPPA案においては、第15条第1項（情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定）等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき）  |
|  <b>中国</b>   | <b>個人情報保護法</b> (PIPL)                                     | PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる（第66条）。   |
|  <b>韓国</b>   | <b>個人情報保護法</b> (PIPA)                                     | 個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1講（個人情報の収集と利用）及び第17条第1項（個人情報の提供）や第22条の2第1項（子どもの個人情報の保護）、第23条第1項第1号（センシティブ情報の処理制限）、第28条の8第1項（個人情報の越境移転）などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている（第64条の2）。 |

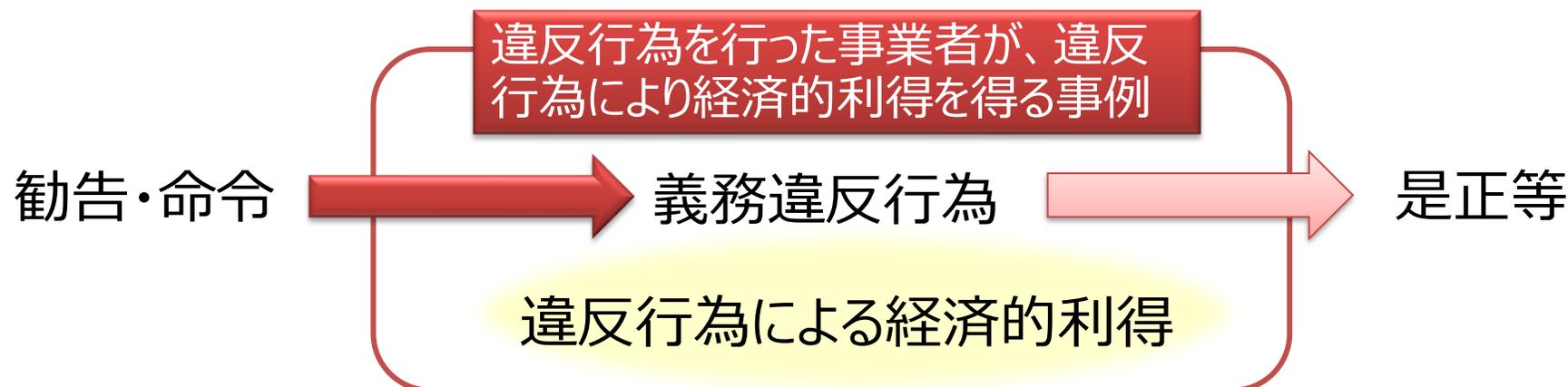
# 諸外国における個人情報保護法制に係る制裁金の執行事例

| 企業・団体名                  | Clearview AI   | Twitter, Inc.   | Google Limited Liability<br>及びMeta Platforms, Inc.  |
|-------------------------|--|---|---|
| 該当国／当局                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フランス／CNIL</li> <li>・ 英国／ICO</li> <li>・ カナダ／ケベック州情報アクセス委員会等</li> <li>・ オーストラリア／OAIC</li> </ul>   | 米国／FTC  | 韓国／個人情報保護委員会  |
| 執行等の日                   | 2021年～2022年  | 2022年5月26日  | 2022年9月14日  |
| 問題となった<br>取扱い           | <p>同社は、インターネットやソーシャルメディア・プラットフォームで公開されている情報から200億人以上の顔画像やデータを収集し、写真を使って人物を検索できる検索エンジンの形で、オンライン・データベースを作成し、販売した。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同社は、ユーザーから、二段階認証、パスワードを失念した場合のリセット又はアカウントの凍結の解除に必要であるとして取得した電話番号及びメールアドレスを、ターゲティング広告（＝広告主の電話番号・メールアドレスのリストと突合したうえでの広告）に利用した。</li> <li>・ FTCは、同社がアカウントのセキュリティデータをターゲティング広告に不正に使用しており、プライバシーとセキュリティの慣行を偽ることを明示的に禁止した2011年のFTC命令に違反しているとして、民事制裁金等を求めて提訴した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両社は、ユーザーの行動情報を収集、分析してユーザーの関心を推論し、カスタマイズされた広告などに使用する等していたにもかかわらず、その事実を利用者に明確に知らせず、また、事前に同意も得ていなかった。</li> <li>・ 韓国の個人情報保護委員会は、個人情報の取得時に利用目的等の通知及び同意の取得を求めた改正前・第39条第3項に違反しているとして、以下の措置を講じた。</li> </ul>                  |
| 金銭的不利益を<br>課す措置等の内<br>容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000万ユーロの制裁金を科した（フランス）。</li> <li>・ 750万ポンドの制裁金を科した（英国）。</li> <li>・ 本人同意を得ることなく、ケベック州・ブリティッシュコロンビア州・アルバータ州で人々の画像の収集、使用、開示をやめること等を命令した（カナダ）。</li> <li>・ オーストラリア国内の個人から顔画像を収集することを中止すること等を命令した（オーストラリア）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の内容の命令が発出された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1億5,000万ドルの民事制裁金の支払い</li> <li>✓ 欺瞞的に収集されたデータから利益を得ることの禁止等</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザーの行動情報を収集利用するには、ユーザーが自由な決定権を行使し、簡単かつ明確に認知できるように利用者に知らせ、同意を得るように是正措置をとらせた。</li> <li>・ 以下の課徴金を科した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Google：692億4,100万ウォン</li> <li>✓ Meta：308億600万ウォン</li> </ul> </li> </ul> |

## 2. 検討の方向性について

# 個人情報保護法における課徴金制度の検討について

- 検討に当たり、**想定され得る違反行為等を踏まえて**議論を行うことが有用ではないか。その際、国内他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担のバランス、意見募集の結果等を踏まえる必要があるのではないか。
- 現行制度の「勧告」・「命令」・「刑事罰」のみでは、経済的誘引が大きい場合の「やり得」**（違反行為から得た経済的利得を保持すること）を防止できない**ことを考慮すべきではないか。
- 個人情報保護法における課徴金制度の対象については、**深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い、緊急命令の対象**となり得るもの（具体的には、違法な第三者提供、不正取得、不適正利用等や、漏えい等の原因となった安全管理措置違反等）に**限定**すべきではないか。
- **適正なデータの利活用に悪影響を与えないように**、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分に配慮をするべきではないか。



# (参考) 個人データの違法な第三者提供等に関する事例

## 類型1 人材サービス事業者及びその関連事業者 いわゆる内定辞退率を提供するサービス

- 卒業生向けの新卒向け就職情報サービスにおいて、いわゆる内定辞退率を提供するサービス（採用活動に応募した学生等の情報と会員情報を突合し、就職情報サービス上の学生等の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して提供するサービス）を行い、内定辞退率を本人の同意を得ずに同サービスの利用企業へ提供。
- 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行い、適正な個人情報取扱いのための体制整備・適切な利用目的の通知又は公表等を含め必要な措置をとることを勧告。

## 類型2 いわゆる新破産者マップ

- ウェブサイト上において、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人（以下「破産者」という。）の氏名及び住所などの個人データをインターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示。
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止するよう勧告。
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう命令。
- 正当な理由なくその命令に係る措置がとられなかったこと、報告徴収への報告を行わなかったことを理由に刑事告発。

## 類型3 複数国に影響のある事例 (海外プラットフォーム事業者関連)

- サービスの利用者が、ソーシャルプラグインが設置されたウェブサイトを開覧した場合、ユーザーID、アクセスしているサイト等の情報が当該サービスを提供する企業に自動で送信されていた。
- 性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報不正に第三者(英国の分析会社)に共有された。
- 利用者への分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応、第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等の徹底について指導。

## 類型4 名簿販売事業者関連

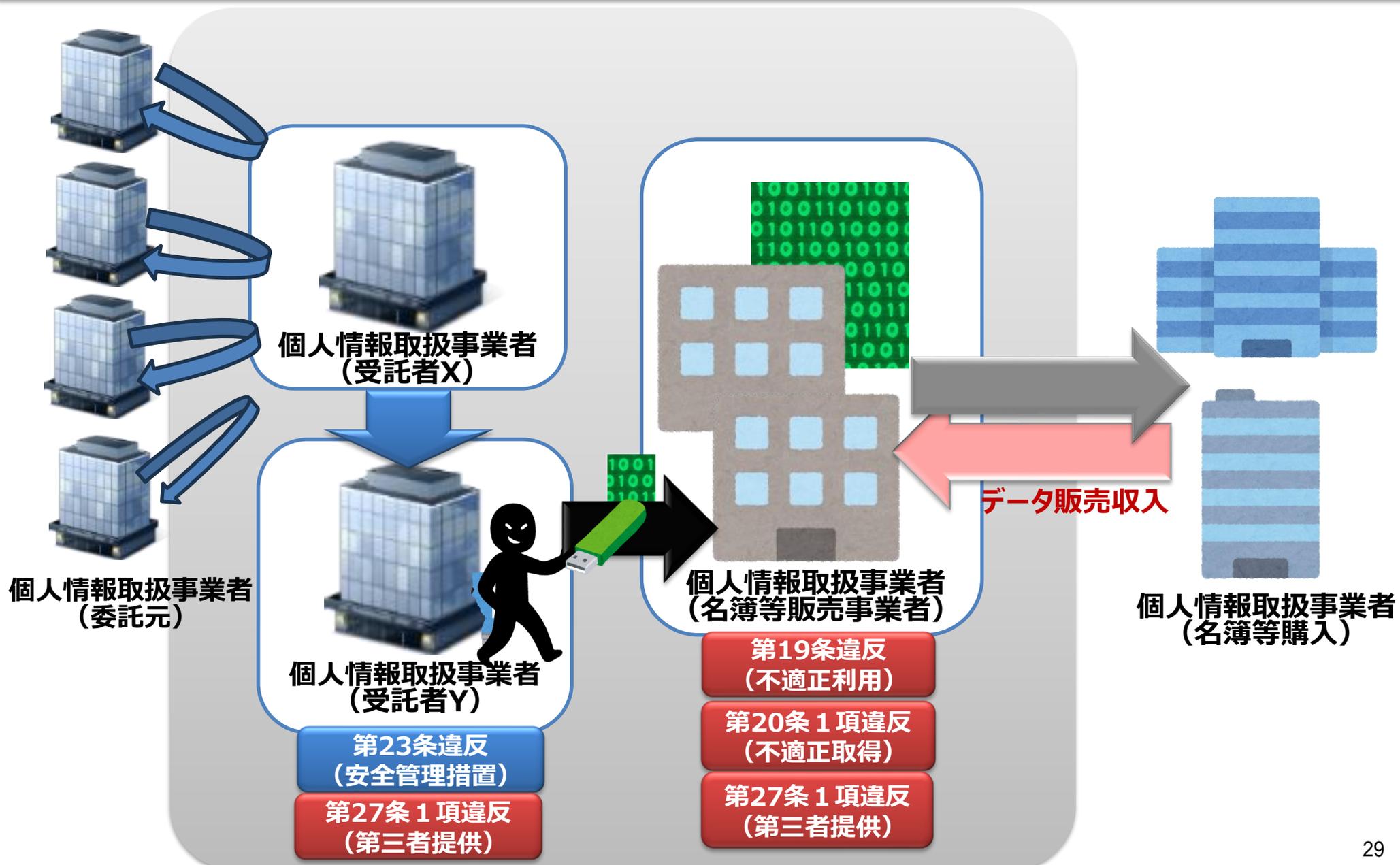
- 販売先が法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと認識していたにもかかわらず、販売先での名簿の用途を意図的に詳しく確認せず名簿を販売。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的な監査・研修、確認記録義務の実施等について指導。
- 持込者による個人データの提供が違法であることを知り又は容易に知ることができた状況において、持込者による個人データの取得の経緯等を確認することもなく個人データを手し、これを販売。
- 個人情報の不適正な取得を行わないことや、確認・記録義務の実施等について指導。

# (参考) 安全管理措置等への著しい違反による漏洩に関連する事例

## 類型5 コールセンターサービス事業者及びその関連事業者

- 多数の民間事業者及び地方公共団体から委託を受けたコールセンターサービス事業者が、コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を関連事業者に委託していたところ、当該関連事業者に所属してシステム保守運用業務に従事していた者が、委託元の顧客又は住民等に関する個人データ等を不正に持ち出した。
- 個人データの不正な持ち出しは平成25年から令和5年にわたって反復的に行われており、影響を受けた個人データは判明しているものだけで約928万人分（民間事業者30社、地方公共団体38団体）。
- コールセンターサービス事業者は、顧客から顧客情報の漏えいの可能性を指摘され、自社内調査を行うものの漏えいの事実を発見できなかった。県警により、システムの保守運用業務を受託した会社に対して捜査が実施されたことを発端として、顧客情報の漏えいの事実を認めた。
- コールセンターサービス事業者に、組織的安全管理措置の不備を是正するために必要な措置をとるよう勧告を、その他に確認された安全管理措置及び委託先の監督の不備を改善するよう指導を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯及び原因並びに再発防止策の実施状況について報告徴収を実施。
- コールセンターサービス事業者から委託を受けた関連事業者に、組織的安全管理措置の不備を是正するために必要な措置をとるよう勧告を、その他に確認された安全管理措置の不備を改善するよう指導を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯や再発防止策の実施状況について報告徴収を実施。

# (参考) 不正な個人データの流通の例 (類型4、類型5 関連)



# 想定される課徴金の対象行為の考え方について①

## 違法な第三者提供等関連

- **緊急命令（法第148条第3項）の対象となっている重要な規制に違反する行為類型**のなかでも、**国内外において現実に発生**しており、かつ剥奪すべき**不当利得が明確に観念**できるものを、課徴金賦課の対象行為とすることが考えられるのではないか。  
(例) ・個人データを法に違反して第三者に提供し、当該提供等の対価として、経済的利得を得る（類型1、4等、法第27条第1項関係）  
・不適正な個人情報を利用を行い、当該利用をやめること等の対価として、経済的利得を得る（類型2、法第19条関係）  
・不正に取得した個人データを利用し、当該利用等の対価として、経済的利得を得る（類型3、4等、法第20条関係）  
等
- 個人情報取扱事業者が、個人情報の取扱いに関して適切な注意を行っていた場合までを対象とすることがないように、**違反行為を防止するための相当の注意を怠ったと認められる場合のみ**を対象とすべきではないか（主観的要素）（※）。
- 違反行為に係る**本人の数が一定規模未満である場合には、対象外**とするべきと考えられるがどうか（裾切り）。

※ 景品表示法における課徴金制度では、主観的要素が導入されており、違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは課徴金を賦課しないこととされている（同法第8条第1項ただし書）。

## 想定される課徴金の対象行為の考え方について②

### 漏えい発生・安全管理措置義務違反関連

- 一定規模以上の**漏えいが発生**し、かつ、当該漏えいが、**安全管理措置に関する著しい義務違反に起因するもの**であると認められる場合等に限り、課徴金賦課の対象行為とすることを検討してはどうか。
- 上記のような、安全管理措置に関する著しい義務違反があった場合についても、本来負担すべき支出を削減した(※)という不当利得を覬念できるのではないか。
- この場合の「**一定規模以上**」については、どの程度の規模のものとするのが考えられるか。
- 安全管理措置に関する**著しい義務違反**についてどのように考えることが適当か。

※ 当該支出の削減により違反事業者の提供する商品又は役務の低価格化が実現し、これによって当該商品又は役務の販売又は提供に係る利得が増加することも想定し得る（第290回個人情報保護委員会 資料1-1「第二次いわゆる3年ごと見直しへのコメント」（ひかり総合法律事務所 板倉弁護士）参照）。

# (参考) 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と対象条文

| 条文                             | 勧告・命令 | 緊急命令                  | 課徴金(案) ※ 1 |
|--------------------------------|-------|-----------------------|------------|
| 第18条(利用目的による制限) ★              | ○     | ○                     | ○          |
| 第19条(不適正な利用の禁止) ★              | ○     | ○                     | ○          |
| 第20条(適正な取得) ★                  | ○     | ○                     | ○          |
| 第21条(取得に際しての利用目的の通知等)          | ○     | —                     | —          |
| 第23条(安全管理措置)                   | ○     | ○                     | ○ ※2       |
| 第24条(従業員の監督)                   | ○     | ○                     |            |
| 第25条(委託先の監督)                   | ○     | ○                     |            |
| 第26条(漏えい等の報告等) ★               | ○     | ○                     | —          |
| 第27条(第三者提供の制限) ★ (第4項を除く)      | ○     | ○ (第1項のみ)             | ○ (第1項のみ)  |
| 第28条(外国にある第三者への提供の制限) ★        | ○     | ○ (第1項、第3項のみ)         | —          |
| 第29条(第三者提供に係る記録の作成等)           | ○     | —                     | —          |
| 第30条(第三者提供を受ける際の確認等) (第2項を除く)  | ○     | —                     | —          |
| 第32条(保有個人情報に関する事項の公表等)         | ○     | —                     | —          |
| 第33条(開示) (第1項を除く)              | ○     | —                     | —          |
| 第34条(訂正等) (第2項、第3項のみ)          | ○     | —                     | —          |
| 第35条(利用停止等) (第1項、第3項及び第5項を除く)  | ○     | —                     | —          |
| 第38条(手数料) (第2項のみ)              | ○     | —                     | —          |
| 第41条(仮名加工情報の作成等) (第4項及び第5項を除く) | ○     | ○ (第1項～第3項、第6項～第8項のみ) | —          |
| 第43条(匿名加工情報の作成等) (第6項を除く)      | ○     | ○ (第1項、第2項、第5項のみ)     | —          |

★：違反が認められる場合、本人による利用停止等請求又は第三者提供停止請求の対象となるもの

※ 1 違反行為に係る本人の数が一定規模以上の場合に限る。

※ 2 一定規模以上の漏えいが現に発生し、かつ、著しい違反がある場合等に限る。

# 課徴金額の算定方法について

## 課徴金額の算定方法の考え方について

- 課徴金制度を検討する場合、課徴金額の算定方法についてどのように考えることが適当か。
- **違反行為の対価等の全額**を課徴金額とする方法 (※1)について、どのように考えるか。実際に生じた金銭的利得を**一定程度上回る課徴金**を課す方法 (※2) について、どのように考えるか。

※1 違反行為の対価等の全額を対象とするものとして以下の例がある。

- ✓ 不当な取引制限に係る課徴金においては、違反行為に参加する見返りとして得る金銭等（談合金等）の全額が、課徴金額の算定基礎に含まれている（独占禁止法第7条の2第1項第4号）。私的独占に係る課徴金額の算定においても同様である（同法第7条の9第1項第3号）。
- ✓ 公認会計士等の虚偽証明等に係る課徴金においては、監査報酬相当額の全額（又はその1.5倍）が課徴金の金額とされている（公認会計士法第31条の2第1項）。
- ✓ 発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に係る課徴金においては、当該加担行為に関して得た手数料等相当額が課徴金の金額とされている（金商法第172条発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為の12第1項）。

※2 上記公認会計士法における故意による虚偽証明に及んだ場合の監査報酬相当額の1.5倍の課徴金等。

- **違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法**により課徴金額を算定する方法 (※3) について、どのように考えるか。

※3 商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法を用いるものとして以下の例がある。

- ✓ 独占禁止法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額又は購入額に一定の算定率（1%～10%）を乗じた額が、課徴金額の算定基礎とされている（同法第7条の2第1項第1号～第3号等）。
- ✓ 景品表示法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第8条第1項柱書）。
- ✓ 薬機法では、違反行為に係る医薬品等の売上額に4.5%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第75条の5の2第1項）。

# その他の検討事項について①

## 課徴金賦課対象となる規模基準（裾切り）

- 小規模な事案も全て課徴金賦課の対象とすると、限られた行政リソースの下では、抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあるため、規模基準を設定することも考えられるかどうか（※）。
- 例えば、違反行為に係る本人の数が一定規模未満の場合等について、課徴金納付の対象外としてはどうか。

※ 国内他法令の課徴金制度においては、課徴金額が一定の金額未満となる場合には課徴金納付命令をし得ないこととされている例が多い。例えば、独占禁止法においては100万円が、景品表示法においては150万円が、薬機法においては225万円が規模基準とされている。

なお、個人情報保護法において、本人の数が一定規模未満の場合に個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれることから規制の対象外としている例として、行政機関が保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合について、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とする例等がある（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号、政令第20条第2項）。

## 除斥期間

- 違反行為が既に終了しているにもかかわらず、その後、課徴金を賦課されるリスクが半永久的に継続する事態を回避し、法的安定性を確保する観点から、除斥期間（違反行為等が終了した日から当該行為に係る課徴金納付を命ずることができなくなるまでの期間）を設定することも考えられるかどうか（※）。

※ 今までに導入されている国内他法令の課徴金制度においては、それぞれ除斥期間が設定されている。例えば、独占禁止法においては7年、景品表示法においては5年が除斥期間となっている。

## その他の検討事項について②

### 減算規定・加算規定

- 課徴金の対象となる違法行為について、違反行為の早期発見・自己申告やコンプライアンス体制構築のインセンティブを付与する観点から、自主的報告に係る減算規定を導入することも考えられるがどうか（※1）。
- 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することも考えられるがどうか（※2）。

※1 例えば、景品表示法においては、課徴金対象行為に該当する事実を自主的に報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する制度が導入されている（同法第9条）。

※2 例えば、独占禁止法においては、10年以内に違反行為を繰り返した場合に課徴金額を1.5倍とする制度が導入されている（同法第7条の3等）。